

津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業（以下「本サービス」という。）」の実施にあたり本サービスを適切及び安定的に実施できる事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本サービス

選定事業者が利用者と締結する契約に基づき、対象施設において紙おむつ・おしりふき・紙エプロン・手口ふきシートを月額定額で提供するサービスをいう。

(2) 対象施設

公立保育施設および市長が認めた民間保育施設等をいう。

(3) 公立保育施設

津島市が設置・運営する認定こども園（別紙１）をいう。

(4) 民間保育施設等

津島市内に所在する私立保育所・私立認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業所（別紙１）であって、本サービスへの参加を希望する施設をいう。

(5) 利用者

対象施設の０歳児、１歳児、２歳児クラス（年度末までに３歳になる児童を含む）に在籍する児童の保護者であって、選定事業者と利用契約を締結した者をいう。

(6) 保護者負担金

月額 1,000 円（公立及び民間園共通）

(7) 差額

月額利用料から保護者負担金（1,000 円）を控除した金額をいう。

(8) 無料お試し期間

事業者が、保護者に対し紙おむつ・おしりふき・紙エプロン・手口ふきシートの利用を無料で試すことができる期間のことをいう。

(9) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。なお、紙おむつ等は全ての園へ同じものを提供することとする。

3. 業務概要

(1) 業務名

津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業

(2) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

ア 対象施設の利用希望者の保護者に対し、本サービスを提供すること。
ただし、児童1人につき1契約とする。

イ 対象施設への物品の納品・在庫管理に係る安定的な運用及び配送体制の整備

ウ 保護者および対象施設職員向けチラシ及び操作マニュアルの作成

エ 無料お試し期間における運用サポートの実施

オ 保護者および施設からの問い合わせ、サイズ変更、肌荒れ等の相談・トラブルに対して、ヘルプデスク等を設置する等し、信義をもって誠実に対応する。

カ 災害時等における物資供給に係る協力体制の整備

キ その他、本業務に必要なもの

(3) 業務期間

協定締結日の翌日から令和11年3月31日まで（原則3年間）

4. 予算額

利用料の上限は、1人につき月額3,600円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式

6. 日程（予定）

内 容	日 程
-----	-----

公募開始（実施の公告）	令和 8 年 9 月 25 日（金）
質疑受付締切	令和 8 年 10 月 5 日（月）
質疑に対する回答（ホームページにて公表） 予定	令和 8 年 10 月 6 日（火）
参加申込書締切	令和 8 年 10 月 14 日（水）
参加資格結果通知	令和 8 年 10 月 21 日（水）
企画提案書等の提出締切	令和 8 年 10 月 30 日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング審査実施日 ※企画提案書の提出が 4 者以上の場合は、1 次審査として書類審査を行う。	令和 8 年 11 月 13 日（金）
選定結果の通知、結果の公表（ホームページにて公表）	令和 8 年 11 月 20 日（金） 予定
協定締結日	選定結果後、速やかに行う。
試験運用開始予定	令和 8 年 12 月中旬から令和 9 年 1 月（予定）
サービス開始予定	令和 9 年 1 月下旬から 2 月（予定）

7. 参加資格

- （１） プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

ア 津島市の入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より 3 か月以内のものとする。（鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。)) を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加することができる。

書 類 名	摘 要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	協定権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの

納税証明書（国税）	法人の方「その３の３」　／　個人の方「その３の２」
納税証明書 （愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書 （津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明 する書類	法令により必要とする業種のみ

イ 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

（ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（イ） 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（カ） 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約

を締結したと認められるとき。

カ 過去5年間以内に、地方公共団体又は保育施設等に対し、紙おむつ等のサブスクリプションサービスの提供実績を有する者であること。

- (2) 参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

8. 募集の方法

実施要領その他の資料の交付については次のとおりとする。

- (1) 交付期間

令和8年10月14日（水）午後5時15分まで

- (2) 交付場所

津島市公式ホームページで公表、下記21に掲げる担当部局において交付するほか、津島市公告式条例(昭和25年津島市条例第45号)第4条第2号に基づき公告する。ただし、担当部局での交付は、津島市の休日を定める条例（平成元年津島市条例第28号）第1条に規定している市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9. 実施要領に関する質問事項

質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。ただし、質問は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

- (1) 提出書類

質問書【様式1】

- (2) 提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法

ア 電子メール、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法に限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

イ 電子メールで提出する場合は、件名を「(貴社名) 紙おむつプロポーザル業務について (質問)」とし、電子メール送信後、担当部局へ送信した旨の電話をし、受信されている事を確認すること。

- (4) 回答

令和8年10月6日（火）から津島市公式ホームページにおいて公

開するとともに全ての参加申込書提出者にメールにて通知する。なお、回答内容については本実施要領の追加又は修正として取り扱う。

10. 参加申込書の提出

プロポーザル選考に参加しようとする者は、次に掲げるところにより、参加の意思表示を行うものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書【様式2】
- イ 「7. 参加資格 (1)」に規定される書類
- ウ 会社概要【様式3】
- エ 業務実績調書【様式4－1・2・3】

(2) 参加申込期間

令和8年10月14日（水）午後5時まで

(3) 申込方法

- ア 電子メール、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法に限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- イ 電子メールで提出する場合は、件名を「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業プロポーザル参加申込(貴社名)」とすること。
- ウ 上記イにて電子メールを送信後、担当部局へ送信した旨の電話連絡をし、受信されている事を確認すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加申込書を提出した者の参加資格を確認し、その結果を【様式6】「参加資格審査結果通知書」にて令和8年10月21日（水）までに電子メールにて通知する。

11. 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（事務代行等の対応方針書・操作方法マニュアル・発注から配送までのスケジュール含む）
- イ 価格見積書（基本品目、オプション品目の内訳を明示すること）
- ウ 保護者に本事業をアピール、周知するためチラシ
- エ 個人情報管理体制の説明書（プライバシーマーク・I S M S等の証

明書の写しを含む)

オ その他提案に必要な書類

(2) 提出期間及び時間

令和8年10月30日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

担当部局に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法に限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本7部

(注) 電子データも併せて担当部局に提出し、電子メールの件名を「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業プロポーザル企画提案書提出(貴社名)」とすること。

また、電子メールを送信後、担当部局へ送信した旨の電話連絡をし、受信されている事を確認すること。

12. 企画提案書作成方法

企画提案書は、以下の項目について、A4判(横向き使用可)にて作成し、片面印刷10ページ以内にまとめる。ただし、表紙、目次ページは含めない。

- (1) 基本サービス品目(紙おむつ、おしりふき、紙エプロン、手口シート)の品質・ブランド名、仕様
- (2) 月額利用料(基本品目の内訳)、キャッシュレス決済(電子マネー・クレジットカード等)及び園での一括徴収を含む複数の納付方法。ただし、基本品目に加え、オプション品目がある場合は、その品目の月額利用料も示すこと。
- (3) 保護者の利便性(直接契約及び支払いの手続の簡便さ及びシステムの明確性)
- (4) 保育現場の負担軽減(在庫管理・物品受取りの効率性、発注システムの操作性及び簡便性、発注から納品までの必要日数)
- (5) 無料お試し期間の実施体制(協定締結後から事業開始までの間における円滑な試行運用の提案)
- (6) 災害時等における物資供給体制(迅速かつ優先的な物資供給が可能な協力体制の整備)
- (7) 職員・保護者へのサポート体制(申込・解約・支払い方法・紙おむ

- つのサイズ変更、問い合わせ対応、トラブル時の迅速な対応体制)
- (8) 保護者等契約金額の差額相殺事務の対応方針
 - (9) セキュリティの強化体制(個人情報保護に係る管理体制および情報セキュリティの確保)

13. 審査方法及び選定

(1) 企画提案書等の審査

本要領に基づき提出された企画提案書等について、以下の評価基準に基づき、津島市プロポーザル選考委員会が審査する。

(2) 評価基準

別紙2「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」のとおりとする。

(3) 書類審査の実施

参加者が4者以上の場合には、プレゼンテーションの前に1次審査として書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。

ア 審査委員会の評価者が企画提案書の内容を審査する。

イ 審査項目は、別紙2「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」のうち配点が10点以上の項目のみ行うものとする。

ウ 評価の結果に基づき上位3者を選定する。なお、同点の場合には、大項目「利用者の負担軽減」が高い提案者とする。

エ 評価結果については、速やかに事業者【様式7】「企画提案書等一次審査結果通知書」にて令和8年11月6日(金)までに電子メールにて通知する。

14. プレゼンテーション審査

(1) 実施日時・場所

令和8年11月13日(金)に実施する。時間や会場等の詳細は、該当者に別途通知する。

(2) 時間配分

- | | |
|------------|-------|
| ・入室・機器設営等 | 5分程度 |
| ・プレゼンテーション | 15分以内 |
| ・ヒアリング | 10分以内 |
| ・機器撤収・退出 | 5分程度 |
| ・委員採点 | 5分以内 |

(3) 実施方法

- ア プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的とし、提出された企画提案書等に沿って実施すること。なお、進行は自由形式とする。
- イ 市がスクリーンを準備するため、各自プロジェクター及びパソコン等を当日持参すること。
- ウ 原則として、追加資料の配付は、認めないものとする。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(4) 出席者

- ア 主任担当者を含めて3人以内とする。
- イ 審査会場への入室に当たっては、職員証等により、主任担当者の本人確認を行う。

(5) 評価方法

各委員が、企画提案書の記載内容、プレゼンテーションの内容及び質疑応答の結果を別紙2「津島市保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」に基づき採点した各評価項目の合計得点の最も高い者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点候補者とする。ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者とししない。各評価項目の合計得点と同点となる者があるときは、大項目「利用者負担の軽減」項目の合計点数が高い提案者を最優秀提案者とする。大項目「利用者負担の軽減」の合計得点と同点となる者があるときは、選考委員会の協議により順位を決定し最優秀提案者とする。

15. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に【様式8】「ポータル審査結果通知書」にて通知する。

また、協定締結候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて【様式9】により公表する。ただし、会社名及び評価点は協定締結候補者のみを公表し、次点候補者以降は会社名を匿名にした上で評価点のみを公表する。

(2) 通知時期

令和8年11月20日（金）（予定）

(3) 審査結果に対する問い合わせ

審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して

7日（土日祝日を含まない。）以内に、その理由についての説明を書面で求めることができる。

16. 協定の締結

- （１）最も優れている提案者を最優秀提案者として選定し審査結果を通知した後、速やかに協定締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において企画提案書等の内容の変更は、原則認めないものとする。
- （２）最終提案者と協定締結に至らなかった場合は、次点者と手続を行うものとする。
- （３）業務内容の詳細は、最優秀提案者と津島市との協議のうえ決定し、協定書の作成を要する。

17. 協定締結後の契約

協定締結後、協定締結者から見積書の徴収を行い、津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に基づき契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、次点候補者を契約の相手方とする。

ア 随意契約に応じない場合

イ 下記20.（５）に掲げる失格事項に該当することとなった場合

18. 提出書類の取扱い

- （１）提出された全ての書類は、返却しない。
- （２）提出期限後の書類の加除及び差替え並びに記載事項の追記、修正及び削除は認めない。
- （３）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- （４）市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- （５）企画提案書の提出は1者につき1案とする。

19. 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、

決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

20. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を津島市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

ア 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに【様式5】「辞退届」により、担当部局に電子メールにて提出すること。

イ 電子メールの件名を「保育所等紙おむつ等定額利用サービス事業プロポーザル辞退届（社名）」とすること。

ウ 上記イにて電子メールを送信後、担当部局へ送信した旨の電話連絡をすること。

エ プレゼンテーション実施後は、原則として辞退することができないものとする。

(3) 企画提案書の内容については、履行の義務が生じるものとする。

(4) 対象施設において契約者が、1人のみであった場合もサービスの履行を行うこと。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査に、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「4. 予算額」を超過した場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類に

については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 異議の申立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 記載内容以外の事項

本要領に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

21. 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市こども健康部 幼児保育課 保育グループ

担当：瀧川、朝岡、大西

電話：0567-24-1120（直通） ファクシミリ：0567-24-1791

電子メールアドレス：hoiku@city.tsushima.lg.jp